

◎投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

(略称) 中国との投資保護協定

前文	三三一	ページ
第一条 用語の定義	三三一	
第二条 投資の許可	三三二	
第三条 投資財産、事業活動等に関する待遇	三三三	
第四条 裁判を受ける権利に関する待遇	三三四	
第五条 投資財産の保護及び保証等	三三四	
第六条 敵対行為の発生等に関連してとる措置に関する待遇	三三五	
第七条 権利又は請求権の移転等の承認	三四六	
第八条 支払、送金等の自由の保証等	三四六	
第九条 協定の効力発生前に取得された財産等の取扱い	三四六	
中国との投資保護協定	三三九	

昭和六十三年	八月二十七日	北京で署名
平成	元年 四月 十二日	国会承認
平成	元年 四月 十四日	東京で国内手続完了の通告交換
平成	元年 五月 十二日	公布及び告示
一六号		(条約第三号及び外務省告示第二一)
平成	元年 五月 十四日	効力発生

第十条	協定と外交関係、領事関係の有無との関係	三四七
第十一条	投資紛争の調停又は仲裁への付託	三四七
第十二条	実質的な利益を有する会社の待遇	三四九
第十三条	協議、仲裁	三四九
第十四条	合同委員会の設置	三五一
第十五条	効力発生、有効期間及び終了	三五一
末	文	三五一
議定書		三五三
合意された議事録		三六四

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和國との協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
両国間の経済的協力を強化することを希望し、
投資、投資に関連する事業活動及び投資財産について良好な
待遇及び保護を与えることを通じて、それぞれの国の国民及び
会社による他方の国の領域内における投資のための良好な条件
を作り出すことを意図し、
投資の奨励及び相互保護が、両国間の経済及び技術の交流を
促すこととなることを認識し、
両国政府の代表の交渉を経て、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、一方の締約国の国民又は会社により他
方の締約国の領域内において、投資の時点において当該他方
の締約国の法令に従って、又はこれに違反しないで投資の対
象とされる次のものを含むすべての種類の資産をいう。
- (a) 株式及びその他の形態の会社の持分
(b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請
求権

用語の定
義

日本国和中华人民共和国
关于鼓励和相互保护投资协定

日本国政府和中华人民共和国政府、
希望加强两国间的经济合作、
愿意通过给予投资、与投资有关的业务活动和投资财产以良好
的待遇和保护、为各自国家的国民和公司在另一方境内投资创造良
好的条件、

认识到鼓励和相互保护投资会促进两国间的经济和技术的双
流、

经过两国政府代表的谈判、
达成协议如下：

第一条

本协定内、

(一) “投资财产”，系指缔约一方国民或公司在缔约另一方
境内、在进行投资时、依照或不违反该缔约另一方法律和法规用作
投资的所有种类的资产、包括：

- (1) 股份和其他形式的公司份额、
(2) 金銭債権和根据具有金銭价值的合同条件所请求权、

- (c) 不動産及び不動産に関する権利
 - (d) 特許権、商標権、営業用の名称及びサービス・マークに関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利
 - (e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
 - (2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
 - (3) 「国民」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。
 - (4) 「会社」とは、
 - (a) 日本国に関しては、有限责任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。
 - (b) 中華人民共和国に関しては、企業その他の経済組織及び団体をいう。
- 一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

- 1 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社による投資をできる限り助長し、かつ、自国の関係

投資の許

- (3) 有关动产和不动产的权利，
- (4) 专利权、商标权、有关商号和服务标记的权利及其他工业产权和有关专有技术的权利；
- (5) 包括勘探和开采自然资源的权利在内的特许权。

(二) “收益”，系指由投资财产所产生的价值，特别是指利润、利息、资本利得、股息、使用费和手续费。

(三) “国民”，对缔约一方系指具有该缔约一方国籍的自然人。

(四) “公司”

(1) 在日本国方面，系指社团法人、合伙、公司和团体，不论其是否有限责任、是否法人或是否以营利为目的。

(2) 在中华人民共和国方面，系指企业、其他经济组织和社团。

根据缔约一方有关法律和法规设立并在该缔约一方境内具有住所的公司应视为该缔约一方的公司。

第二条

一、缔约各方应尽可能促进缔约另一方国民和公司在其境内投资，并根据本国的有关法律和法规给予许可。

投資財産、
事業活動
に等に関
する待遇

法令に従って許可する。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

- 1 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。
- 2 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。
- 3 この条にいう「投資に関連する事業活動」は、次のものを含む。
 - (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
 - (b) 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営
 - (c) 専門家（技術者、高級職員及び弁護士を含む。）その他の労働者の雇用及び解雇
 - (d) 契約の締結及び履行

中国との投資保護協定

二、締約任何一方の国民和公司、在締約另一方境内、关于投资许可和与投资许可有关的事项，享受不低于第三国国民和公司的待遇。

第三条

一、締約任何一方在其境内给予締約另一方国民和公司就投资财产、收益及与投资有关的业务活动的待遇，不应低于给予第三国国民和公司的待遇。

二、締約任何一方在其境内给予締約另一方国民和公司就投资财产、收益及与投资有关的业务活动的待遇，不应低于给予该締約一方国民和公司的待遇。

三、本条所述的“与投资有关的业务活动”包括：

- (1) 维持分公司、代理店、办事处、工厂和其他用于业务活动的适当的设施；
- (2) 控制和经营自己设立或取得的公司；
- (3) 雇用和解雇专家，包括技术人员、高级职员和律师，及其他职工；
- (4) 缔结和履行合同。

第四条

第四条

いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し自己の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

第五条

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不断の保護及び保障を受ける。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、法令に従つてとられるものであり、差別的なものでなく、また、補償を伴うものである場合を除くほか、収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。

3 2 において補償は、2 において収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置がとられなかつたとしたならば当該国民及び会社が置かれたであろう財産状況と同一の状況に当該国民及び会社を置くものでなければならぬ。補償は、遅滞なく行われなければならない。補償は、

締約国任何一方の国民と公司在締約国一方境内、为行使和维护自身权利、在请求或接受法院管理和向行政机构提出申请的权利方面的待遇、不应低于该缔约国另一方给予其国民和公司同等待遇。

一、締約国任何一方の国民と会社の投資財産と収益、在締約国一方境内、应始终受到保护和保障。

二、締約国任何一方の国民と会社の投資財産と収益、在締約国一方境内、只有为了公共利益、依照法律和法规、是非歧视性的并給予补偿、方可被采取征收、国有化或其他类似效果的措施。

三、本条第二款所述的补偿、应使该国民和公司处于未被采取本条第二款所述的征收、国有化或其他类似效果的措施时相同的财务状况。补偿不得迟延。补偿应能有效地对兑换和自由转移、兑换和转移时所使用的各外汇兑换率按确定补偿余额之日使用的有效兑换率。

投資財産
の保護及
び保障等

裁判を受
ける権利
に関する
待遇

実際に換価をすることのできるもので行われなければならない。かつ、補償の移転は、自由でなければならぬ（その換価又は移転に当たって用いる外国為替相場は、補償の価額が決定された日の相場によるものとする。）。

4 いずれか一方の締約国の国民及び会社で、その投資財産及び収益が収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を得るその他の措置の対象となつたものは、これらの措置及び補償の価額に関し、これらの措置をとつた他方の締約国の関係法令に従つて当該他方の締約国の管轄裁判所の裁判を受け又は権限のある行政機関に対して申立てをする権利を有する。

5 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し1から4までに定める事項に関して与える待遇は、第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

第六条

いづれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する事業活動に関して損害を被つたものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は国家緊急事態に関連して何らかの措置をとる場合には、第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

敵対行為の発生等に関連してとる措置に関する待遇

四、締約任何一方の国民和公司、当其投資財産和收益被采取征收、国有化或其他类似效果的措施时、有权就这些措施和补偿的条款、根据采取这些措施的措施缔约一方的有关法律和法规、请求或接受该缔约另一方有管辖权的法院的审理、或向有权限的行政机关提出申诉。

五、締約任何一方在其境内、关于本条第一款至第四款规定的事项、给予缔约另一方国民和公司待遇、不应低于给予第三国国民和公司待遇。

第六 条

締約任何一方国民和公司、在締約另一方境内、由于发生敌对行为或国家紧急状态而使其投资财产、收益或与投资有关的业务活动受到损害、如该締約另一方发生敌对行为或国家紧急状态而采取任何措施时、享受不低于第三国国民和公司待遇。

第七条

権利又は請求権の移転等の承認

いずれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった投資財産及び収益に対する当該国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転並びにこれに関連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国に対し支払われる資金の移転については、第五条2から5まで及び次条の規定を準用する。

第八条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間に行われる支払、送金及び投資財産の清算の価額を含む金銭証券又は資金の移転の自由を保証される。
2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、自国の関係法令に従い、為替制限を課することを妨げるものではない。

第九条

協定の効力発生前に取得さ

この協定は、いずれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前千九百七十二年九月二十

第七条

締約任何一方根据对其国民或公司在缔约另一方境内的投资财产和收益所承担的保证实付款项时，该缔约另一方应承担该国民或公司对此项投资财产和收益的权利或请求权因上述支付而转移给该缔约一方，并应承担该缔约一方由此产生的对该国民或公司的请求权和诉讼权的代位。

关于根据上述权利或请求权的转移而向缔约一方支付的款项的转移，准用第五条第二款至第五款和第八条的规定。

第八条

一、 缔约任何一方应保证缔约另一方国民和公司在缔约双方境内之间以及该缔约一方境内和第三国境内之间进行支付、汇款以及包括投资财产的清算价款在内的金钱证券或资金的自由转移。

二、 本条第一款的规定，不妨碍缔约任何一方根据本国有关法律和法规，施行外汇限制。

第九条

本协定也适用于本协定生效之前在一九七二年九月二十九日以后缔约任何一方国民和公司在本缔约一方境内依照该缔约另一方

れた財産等の取り扱い

協定と外交関係、領事関係の有無との関係

投資紛争の調停又は仲裁への付託

九日以後に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

1 いずれか一方の締約国の国民又は会社による他方の締約国の領域内における投資に関する当該国民又は会社と当該他方の締約国との間の紛争は、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。

2 第五条3にいう補償の価額に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国その他の当該他方の締約国の法令により補償の義務を負う者との間の紛争が、いずれか一方の当事者が紛争の解決のための協議の申入れを行った日から六箇月以内に解決されない場合には、その紛争は、当該国民又は会社の要請に基づき、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）を参考として設けられる調停委員会又は仲裁委員会に付託されるものとする。その他の事項に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国との間の紛争は、両当事者

の有关法律和法规取得的投资财产和收益。

第十条

本协议不论缔约双方有无外交关系或领事关系同样适用。

第十一条

一、关于在缔约任何一方境内的缔约另一方国民或公司的投资，该缔约一方和该缔约另一方国民或公司之间发生的争端，应尽量可能通过争端当事者之间的友好协商解决。

二、缔约任何一方或根据其法律和法规其他承担补偿义务者和缔约另一方国民或公司关于第五条第三款所述的补偿价款的争端，如果当事任何一方提出为解决争端进行协商的六个月内未能解决，则根据该国民或公司的要求，可提交参考一九六五年三月十八日在华盛顿签订的《关于解决国家和他国国民之间投资争端公约》（以下简称“华盛顿公约”）而组成的调解委员会或仲裁委员会。缔约任何一方和缔约另一方国民或公司关于其他事项的争端，可根据当事双方的同意，提交如上所述的调解委员会或仲裁委员会。如果该缔约另一方国民或公司在该缔约一方境内求助于行政或司法解决时，该争端不得提交仲裁。

間の合意により、前記の調停委員会又は仲裁委員会に付託される。当該国民又は会社は、当該他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、紛争を仲裁に付託することができない。

3 2に規定する仲裁委員会は、いずれか一方の当事者が他方の当事者から2に規定する紛争の仲裁を要請する通知を受領した日から六十日の期間内に各当事者が任命する各一人の仲裁人と、このようにして選定された二人の仲裁人がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁人と三人の仲裁人から成る。

4 各当事者の任命した仲裁人が3に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかった場合には、いずれか一方の当事者が、両当事者があらかじめ合意する第三者に対し、両締約国が共に外交関係を有する第三国の国民である第三の仲裁人を任命するよう要請する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会がワシントン条約を参考として定める。

6 仲裁委員会の決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。仲裁委員会の決定の執行は、執行が求められている領域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従って行われる。仲裁委員会は、その決定の根拠を陳述し、かつ、いずれか一方の当事者の要求に応じその理由を明らかにしなければならぬ。

7 各当事者は、自己が任命した仲裁人に係る費用及び自己が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその

三、第二款所述の仲裁委員会、由三名仲裁员组成：当事双方委任一名仲裁员，该两名仲裁员应自当事一方收到另一方要求将争端提交第二款所述仲裁的通知之日起六十天内委任，该两名仲裁员在其后九十天内一致同意决定另一名非缔约任何一方国民的第三名仲裁员为首席仲裁员。

四、如果当事各方委任的仲裁员未能按第二款规定的其九十天内就第三名仲裁员取得一致意见，当事任何一方均可请求当事双方事先所同意的第二款委任与缔约双方均有外交关系的第三国国民为仲裁员。

五、仲裁程序由仲裁委员会参考华盛顿公约制定。

六、仲裁委员会的裁决是终局的，具有拘束力。仲裁委员会裁决的执行，应根据被要求在其境内执行裁决的国家有效的关于执行裁决的法律和法规进行。仲裁委员会应陈述其裁决的依据，并应当事任何一方要求说明理由。

七、当事各方应各自负担其仲裁员和参与仲裁过程的费用，首席仲裁员履行其职务的费用和仲裁委员会的其他费用应由双方平均

職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両当事者が折半して負担する。

8 2に規定する仲裁委員会への付託が行われた場合には、当該案件につき国家間の請求を行うことができない。

第十二条

いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国と当該第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが効力を有している場合を除き、次の待遇と与えられる。

- (1) 第二条2、第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に関し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有するその他の第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇
- (2) 第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に関し、当該他方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国の行う申入れに対し好意的な考慮を払うものと

中国との投資保護協定

協議、仲裁

実質的な利益を有する会社の待遇

負担。

八、在实施本条第一款所述的交付仲裁委员会的情况下，国家之间不得提出有关该案件的请求。

第十二条

缔约任何一方国民或公司拥有实质利益的第三国公司，在缔约另一方境内，除非该缔约另一方和该第三国之间具有有效的关于投资和保护投资财产的国际协定，应享受如下待遇：

- (1) 关于第二款、第三款、第五条第一款至第四款、第六条及第九条规定的各项，不低于第三国国民或公司拥有实质利益的其他第三国公司在该缔约另一方境内享受的待遇。
- (2) 关于第三款、第五条第一款至第四款、第六条和第九条规定的各项，不低于该缔约另一方国民或公司拥有实质利益的第三国公司在该缔约另一方境内享受的待遇。

第十三条

一、缔约各方对缔约另一方提出的有关影响本协议适用问题的建议，应给予善意的考虑，并提供适当的机会进行协商。

し、また、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉によっても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会が定める。

6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十四条

二、締約双方对本協定の解釋或適用发生争端，在通过外交谈判未能圆满调整时，应提交仲裁委员会裁决。

该仲裁委员会由三名仲裁员组成，由缔约双方在缔约任何一方收到缔约另一方要求仲裁通知之日起六十天内各任命一名仲裁员，再由该两名仲裁员在其后九十天内一致同意的非缔约任何一方国民的第三名仲裁员作为首席仲裁员。

三、在缔约各方所任命的仲裁员未能在规定时间内其后九十天內就第三名仲裁员取得一致时，则缔约双方应请求国际法院院长任命非缔约任何一方国民的第三名仲裁员。

四、仲裁委员会应以多数票作出裁决。裁决是终局的，具有拘束力。

五、仲裁程序由仲裁委员会制定。

六、缔约各方各自负担其仲裁员和参与仲裁过程的費用，首席仲裁员履行其职务的費用和仲裁委员会的其他費用由双方平均负担。

第十四条

「両締約国は、この協定の実施状況及び両国間の投資に関連する問題の検討を行うこと、外国投資の受入れに関するいずれか一方又は双方の国の法制度又は政策の進展に関連して、この協定の運用及びこれに関連する事項について協議を行うこと並びに、必要な場合には、両締約国の政府に対し適当な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る合同委員会を設置する。合同委員会は、いづれか一方の締約国の要請により、東京又は北京で交互に会合する。」

第十五条

効力発生
有効期間
及び終了

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、2 に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができらる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に關しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

中国との投資保護協定

締約双方は、由締約双方政府代表組成的聯合委員會、其任務是研究本協定の執行情況及有關兩國回投資的事項、結合一方或雙方國家关于接受外國投資的法律制度或政策的发展、就本協定的運用及与本協定適用有關的事項進行磋商、并在必要時向締約双方政府提出适当的建議。聯合委員會根據締約任何一方要求在東京和北京轮流舉行。

第十五条

一、本協定自締約双方各自履行完畢为生效所需的国内法律程序并交換確認通知之日起二十天后生效。本協定有效期为十年。十年以后、在根据本条第二款的规定终止之前、本協定繼續有效。

二、在本協定最初十年期滿時或其后任何时期、締約任何一方均可书面提前一年通知締約另一方终止本協定。

三、对于本協定终止之日前取得的投資財產和收益、本協定第一至第十四条的规定、自本協定终止之日起繼續有效十五年。

由各自政府正式授权的签署人在本協定上签字、以资证明。

千九百八十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

本協定于一九八八年八月二十七日在北京签订，一式两份，每份
都用日文、中文和英文写成，三种文本具有同等效力。如在解释上
发生分歧，以英文文本为准。

日本政府のために

中島敏次郎

中華人民共和国政府のために

鄭拓彬

日本政府代表
中島敏次郎

中華人民共和国政府代表
鄭拓彬

中島敏次郎 鄭拓彬

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 協定のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利も許し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。
- 2 協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後に変更された規定が両締約国間で効力を有する限り、当該規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 3 協定第三条２の規定の適用上、いづれか一方の締約国が、関係法令に従って、公の秩序、国の安全又は国民経済の健全な発展のため真に必要な場合において他方の締約国の国民及び会社に差別的な待遇を与えることは、「不利な待遇」とみなしてはならない。
- 4 協定第三条２の規定は、いづれか一方の締約国が自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手續を定めることを妨げるものではない。ただし、当該手續は、同条２に定める権利を実質的に害するものであってはならない。
- 5 いずれの一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及

当此日本国と中華人民共和国关于鼓励和相互保护投资协定（以下称“协定”）签订之际，签字者同意下列各项作为不可分割的组成部分。

- 一、协定的任何规定都不应解释为在著作权方面给予任何权利或承担任何义务。
- 二、只要一八八三年三月二十日在巴黎签署的关于保护工业产权公约的规定或其后修改的规定在缔约双方之间有效时，协定的任何规定不应解释为影响到缔约任何一方根据该公约的规定对缔约一方所承担的义务。
- 三、关于协定第二条的规定，缔约任何一方，根据有关法律和法规，为了公共秩序、国家安全或国民经济的正常发展，在实际需要时，给予缔约另一方国民和公司的差别待遇，不应视为低于该缔约一方国民和公司所享受的待遇。
- 四、协定第三条第二款的规定，不应妨碍缔约任何一方规定关于外国人及外国公司在其境内活动的特别手续。但是，该手续不应在实质上损害该条第二款规定的权利。
- 五、缔约任何一方，对希望在其境内进行投资与与投资有关的业务活动的缔约另一方国民的入境、逗留和居住的申请，应根据其有关法律和法规给予善意的考虑。

び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

6 協定第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

7 協定第八条2の規定は、いずれか一方の締約国が、為替制限に関して国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定第十一条1の規定は、いずれか一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。

9 協定第十二条にいう「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことを許すような程度の利益をいう。いずれか一方の締約国の国民又は会社が有する利益が実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合において両締約国間の協議によって決定される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である

六、尽管有协定第三条的规定，缔约任何一方根据对等原则或依照避免双重征税和防止偷税漏税协定，均可保留给予特别税收优惠的权利。

七、协定第八条第二款的规定不影响缔约任何一方作为国际货币基金协定的缔约国关于外汇限制具有或可能具有的权利和义务。

八、协定第十一条第一款的规定，不得解释为妨碍缔约任何一方缔约国民和公司在缔约另一方境内可以寻求行政或司法解决。

九、协定第十二条所述的“实质利益”，系指达到能够控制公司或对其有决定性影响的程度的利益。缔约任何一方国民或公司拥有者的利益是否相当于“实质利益”，应根据各个情况分别由缔约双方协商决定。

由各自政府正式授权的签署人在本议定书上签字，以资证明。

本议定书于一九八八年八月二十七日在北京签订，一式两份，每

日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本政府のために

中島敏次郎

中華人民共和国政府のために

鄭拓彬

各語用口文、中文和英文写成、川等文本具有同等效力、如在解釋上发生分歧、以英文本为准。

日 本 国 政 府 代 表
中 華 人 民 共 和 国 政 府 代 表

中 島 敏 次 郎
鄭 拓 彬